

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

困難な問題を抱える女性やDV被害者等が、自立して暮らすことができる社会を実現するため、以下の点を踏まえて本計画を策定します。

- ・ 女性相談支援センター(旧女性相談所)等を中心とした関係機関による支援体制の充実
- ・ 民間団体との連携強化
- ・ 地域による格差のない支援

2 計画の位置付け

以下の法律に基づいて策定しています。

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(第8条)
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第2条の3)

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

第3章 計画の基本的考え方

1 本計画の目指す将来像

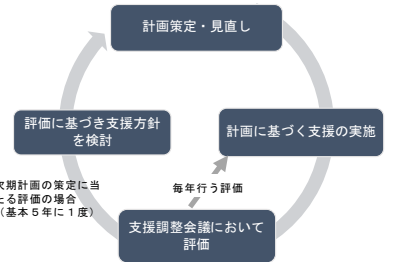
一人ひとりの人権が尊重され、安心かつ自立して生活できる社会

一人ひとりの人権が尊重されることにより、本県の全ての女性が自立した生活を送れる社会の実現を目指すとともに、DVの根絶された誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の見直し・評価について

毎年、支援調整会議の全体会議において、計画の目標達成状況について評価を行い、必要に応じて支援の在り方について見直しを図ります。

また、次の基本計画策定に当たっては、基本計画の運営期間の満了前に、上記会議にて施策の評価を行い、結果を公表します。

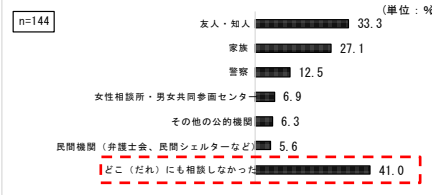


第2章 支援に関する本県の現状

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり

(1) 現状

令和4年度の「宮崎県県民意識調査」の結果によると、「配偶者からの暴力を受けた人」は全体の約13%となっており、そのうち配偶者等からの暴力を受けた時の相談先について「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した割合が41.0%と、最も多い結果となっています。



(2) 支援方針・成果指標

困難な問題を抱える女性自身が相談窓口や支援施策について知るとともに、自己がかけがえのない個人であること、困難な問題に直面した場合には支援を受けることができるといった意識の醸成を図る必要があります。

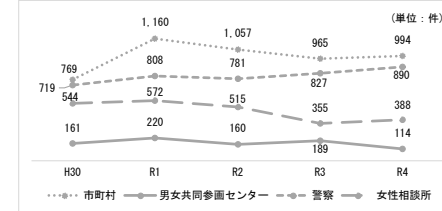
指標項目	(単位: %)	
	現状	目標値
DV被害者等がどこ(だれ)にも相談しなかった割合 ※「宮崎県県民意識調査」において、配偶者からの暴力を受けた人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した割合	41	25

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

(1) 現状

県民の約1割が暴力を受けた経験があるとされていることから、潜在的な支援対象者も一定数いると想定されます。

一方で、過去5年間の相談機関ごとのDV相談件数の推移では、警察以外の関係機関においては相談件数が横ばい、ないし減少傾向となっています。



(2) 支援方針・成果指標

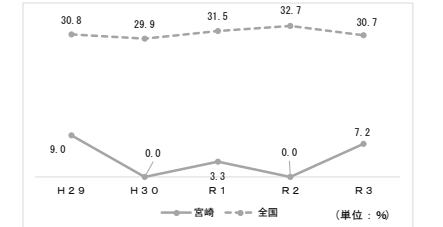
民間団体等の協力を得ながら、アウトリーチやSNS等で潜在的な支援対象者を拾い上げつつ、女性相談支援センターはもとより、支援対象者に身近な市町村においても、丁寧なアセスメントを行うとともに、関係機関との連携を図り、支援体制の充実を図る必要があります。

指標項目	(単位: 市町村)	
	現状	目標値
困難女性支援基本計画を策定している市町村数	0	26
DV対策基本計画を策定している市町村数	25	26
市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置数	0	3

基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズに応じた保護

(1) 現状

令和3年度における女性相談支援センターの一時保護件数のうち、外部に委託している割合は、過去5年間で、全国の数字より平均で約30%低くなっています。



(2) 支援方針・成果指標

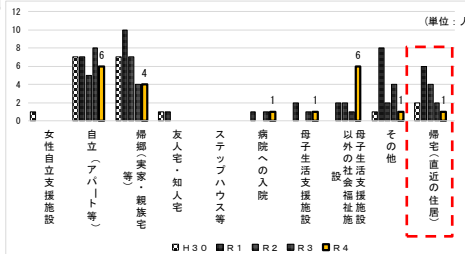
補助等で民間シェルターの充実を図り、多様な一時保護委託先を確保することで、相談者の事情や状況に応じた一時保護の実施など、相談者に寄り添った支援を行っていきます。

指標項目	現状	目標値
女性相談支援センターの一時保護委託契約施設数	5	10

基本目標Ⅳ 自立の支援

(1) 現状

一時保護所の退所者の状況を見てみると、過去5年間の平均で、「自立」及び「帰郷」が多くなっています。一方で、数は少ないものの、被害者が元の住居に戻る「帰宅」についても一定数いる状況となっています。



(2) 支援方針・成果指標

女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員等を中心に、支援制度の情報収集や関係機関との連携を図るとともに、民間団体の同行支援などにより支援対象者の負担軽減を図ることで、円滑に自立に繋がるよう支援していきます。

指標項目	現状	目標値
一時保護された支援対象者が施設等への入所や地域における安全な生活に繋がった割合 ※一時保護所の退所後の状況において、「帰宅」以外となっている割合	88	100

第5章 支援に関わる団体・機関等

1 関係機関

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を中心に、市町村、民間団体、警察などの関係機関と連携して支援に取り組みます。

2 法定会議(支援調整会議、協議会)

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議で構成される法定会議(困難女性支援法に基づく「支援調整会議」及びDV防止法に基づく「協議会」)を設けて、関係機関の連携促進を図ります。

